

大気関係法令の概要

H25. 6

VOC（揮発性有機化合物）の排出規制等

浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントの原因物質の一つであるVOC（揮発性有機化合物）については、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18年4月1日から施行されました。これに伴い、対象事業者はVOC排出施設の設置届（既設については使用届）が義務づけられるとともに、排出基準が適用されます。

1 VOC排出施設と排出基準

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設700ppmC 新設400ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品（ <small>器具を含む。</small> ）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kl以上のもの （ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kl以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

注) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注) 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。

注) 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

2 VOCとは

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物のうち、浮遊粒子状物質（SPM）及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除くもの。（法第2条4項）

●VOCから除く物質として政令で定める物質

- ①メタン
- ②クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)
- ③2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)
- ④1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)
- ⑤1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)
- ⑥3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225ca)
- ⑦1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225cb)
- ⑧1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(別名HCFC-43-10mee)

3 VOC濃度の測定義務

VOC排出者は、当該VOC排出施設に係るVOC濃度を測定し、その測定結果（測定年月日、時刻、測定者、測定箇所、測定法、VOC排出施設の使用状況）を記録して3年間保存しておかねばなりません。

測定方法	測定回数
環境省告示第61号 平成17年6月10日に定める方法	年1回以上

※ 1年を通して休止し、VOCを大気中に排出していないVOC排出施設については、VOC濃度の測定は必要ありません。

4 実施の制限等

(1) 計画変更命令

設置又は構造等の変更届出があった場合、VOC排出施設に係るVOC濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、構造、使用の方法、処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができます。

(2) 実施の制限

VOC排出施設の設置又は構造等の変更届出をした場合、その届出が受理された日から60日を経過したあとでなければ設置し、または構造等の変更をしてはいけません。

(3) 基準遵守義務

VOC排出施設の設置者は、VOC排出施設に係る排出基準を遵守しなければなりません。

(4) 改善命令等

VOC排出施設の排出口におけるVOC濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、排出者に対し、期限を定めて当該施設の構造、使用の方法、処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができます。

5 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通の計2通を提出してください。2つ以上のVOC排出施設が、同一の工場、事業所に設置されている場合は、その種類が同一である場合に限り同一の届出書によって届出ができます。

事 項	届出種類	届 出 内 容	提出期限
VOC排出施設を設置（新設、増設）しようとする場合 （法第17条の5）	揮発性有機化合物排出施設設置（変更）届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 排出施設の種類 (4) 排出施設の構造 (5) 排出施設の使用の方法 (6) VOCの処理の方法 添付資料 ①VOC濃度及び排出の方法 ②排出施設及び処理施設の設置場所 ③排出・処理に係る操業の系統の概要 ④排出ガスの測定箇所を示す図面 ⑤緊急連絡用電話番号、緊急時の連絡方法	着手予定年月日の60日前
構造、使用の方法、処理の方法等を変更しようとする場合 届出内容の(4)～(6) (法第17条の7)			
VOC排出施設を既に設置している場合 （法第17条の6）	揮発性有機化合物排出施設使用届出書		平成18年4月30日までに提出
氏名等届出内容の(1)、(2)を変更した場合 （法第17条の13）	氏名等変更届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から30日以内
施設の使用を廃止した場合 （法第17条の13）	使用廃止届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) VOC排出施設の種類	廃止した日から30日以内
施設を譲り受け又は借り受け、相続、合併により承継した場合 （法第17条の13）	承継届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) VOC排出施設の種類 (7) 被承継者の氏名、名称、住所	承継した日から30日以内

提出、問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課

中央区天神1丁目8番1号（本庁舎13階） 〒810-8620

電話 092-733-5386 FAX 092-733-5592